

境港市地域防災計画（案）及び境港市広域住民避難計画（案）に係る
パブリックコメントの実施結果について

令和3年8月20日
自治防災課

境港市地域防災計画（案）及び境港市広域住民避難計画（案）について、パブリックコメントを実施した結果、1名の方から以下のとおりご意見をいただきました。

ご意見に対する市の考え方について、以下のとおり回答します。

意見の内容	左に対する市の考え方
<p>【計画全般について】 国、県、市町村、住民団体（自治会、消防団、民生委員、青少年子ども会等）別に区分して記載して欲しい。誰がいつ何をするのか分かり難い。</p>	<p>国の「防災基本計画」、都道府県、市町村が作成する「地域防災計画」につきましては、災害対策基本法（原子力災害対策については、原子力災害対策特別措置法）において、それぞれの機関が計画で定めるべき事項が規定されております。</p> <p>境港市地域防災計画（案）では、災害予防編第4章の「住民の責務」において、として次のとおり記載しているところです。</p> <p>「災害及び危機に備えて、情報の収集、食糧（料）等の備蓄、その他の自助の取組及び自主防災組織の活動への参加、その他共助の取組を推進すること、及び災害又は危機が発生した場合は、被害の発生又は拡大を回避し、互いに協力して助け合うとともに、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとされている。」</p> <p>災害への備え、対応につきましては、記載しております計画案の内容を理解していただけるよう、市が実施する出前講座などを通じて、分かりやすい資料を用いながら、丁寧にお伝えするよう努めてまいります。</p>

<p>【原子力災害対策について】 原子力災害発生情報、特に放射性物質が外に漏れた場合は、躊躇せずに住民に伝達ねがいます。早ければ早いほど避難に余裕ができます。</p>	<p>地域防災計画（原子力災害対策編）では、万が一原子力災害が発生した場合、あらかじめ定めた判断基準により、予防的な防護措置を実施することとなっております。</p> <p>防護措置の実施判断については、原子力規制委員会が行い、県や市が、「屋内退避の準備」や「屋内退避」などの指示を行います。</p> <p>また、放射性物質の放出に際しても、緊急時モニタリングを実施し、空間放射線量を測定し、避難の判断基準を定めています。</p> <p>避難の実施については、放射線被ばくを避けるため、段階的避難を基本とし、安全な状況のもと避難ができるよう、テレビやラジオ、県や市のホームページ、エリアメールなどを最大限に活用し、市民の皆さんに正確な情報を迅速かつ分かりやすく提供してまいります。</p>
<p>【原子力災害対策について】 地域防災計画のような分厚い資料は、住民が読まない。原子力防災ハンドブックで十分である。</p>	<p>原子力防災ハンドブックは、原子力災害時の対応についてコンパクトにまとめた冊子となっております。</p> <p>市は、引き続き原子力防災ハンドブックの配布や、自治会、学校、PTA、企業など様々な団体に、原子力防災ハンドブックを活用した出前講座等により、周知徹底を図ってまいります。</p>